

令和3年度社会福祉法人等指導監査実施計画

島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第10条、島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱第7条、島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第7条、島根県指定障害児通所支援事業者等指導・監査実施要綱第7条及び認可外保育施設指導監督実施要領第3条の規定に基づき、令和2年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等、障害福祉サービス事業者等及び認可外保育施設(以下「社会福祉法人等」という。)に対する指導監査又は指導、監査及び監督(以下「指導・監査等」という。)の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人(以下「法人」という。)は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

のことから、法人本部監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているか、法人等の指導・監査等においては、利用者本位の福祉サービスの提供により円滑な事業運営が確保されているか、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して指導監査等を実施する。

また、社会福祉法人指導監査要綱(平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知)の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき法人本部監査を実施する。

なお、社会福祉施設等の指導・監査等の実施にあたっては、各市と連携し、効果的な指導・監査等を実施することとする。

(1) 法人及び社会福祉施設等

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の権利及び人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(2) 介護保険施設等

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においていた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(3) 障害福祉サービス事業者等

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ④市町村事業との整合性の確保

(4) 認可外保育施設

- ①「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことによる適正な施設運営の確保
- ②児童の権利擁護、安全対策の徹底及び適切な処遇の確保

2 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要があり、これらを中核に据えた上で、従前からの一般監査(介護保険事業及び障害福祉サービス事業にあっては「指導」)において特に指摘事項の多かった項目、又これまでの特別監査及び監査(介護保険・障害福祉サービス事業関係)を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

また、近年の大規模な自然災害、不審者等による事件の発生を受け、利用者の安全確保が重要視

されており、これらへの対策及び具体的な取り組み状況について、重点事項点検表又は調書に項目を設け確認を行う。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設と定められた社会福祉施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に当たっては、市町村地域防災計画対象の全ての社会福祉施設等において作成されるよう指導を行い、また、各基準条例（※）等で規定された感染症対策の強化及び災害等における最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画（BCP）の策定を促す。

（※感染症対策の強化及び業務継続に向けた取り組みの強化については、3年間の経過措置期間あり）

（1）法人本部

①組織運営関係

- ア 定款及び諸規程の整備と運用
- イ 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ウ 監事監査機能の強化

②管理関係

- ア 適正な会計処理
- イ 適切な資産管理
- ウ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- エ 役員等報酬の支給状況の確認

（2）社会福祉施設等

①利用者、入所者の待遇（支援）関係

- ア 適切な個別待遇（支援）計画、保育課程の策定、見直し及び記録の整備
- イ 利用者の人権の尊重の取り組みの推進
 - ・苦情解決の取り組みの確立
 - ・身体拘束禁止への取り組みの推進
 - ・虐待等の防止

②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
 - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員へ周知徹底
- エ 利用者預り金の適正な管理

（3）介護保険事業者等

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- イ 業務管理体制の整備
- ウ 介護報酬の請求事務の適正化
- エ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備
- オ 虐待防止及び身体的拘束等適正化等人権の尊重の取り組みの推進
 - ・虐待防止及び身体的拘束等適正化についての認識の普及と制度理解の徹底
 - ・虐待防止及び身体的拘束等適正化に向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進
 - ・苦情解決の取り組みの推進
- カ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
 - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策

- キ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ク 利用者預り金の適正な管理

(4) 障害福祉サービス事業者等

- ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保
- イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化
- ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領
- エ 重要事項の説明及び掲示
- オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備
- カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進
 - ・苦情解決の取り組みの推進
- キ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
 - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ケ 利用者預り金の適正な管理
- コ 複数の事業主体からのサービスを組み合わせて実施している事業所の運営の適正化
 - ・地域生活支援事業の実地指導主体である市町村と合同の実地指導の実施など

(5) 認可外保育施設

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の確保
- イ 施設及びサービスに関する内容についての説明及び掲示
- ウ 防災・防犯対策の充実、強化
- エ 児童の安全及び衛生管理
- オ 事故の予防と事故発生時の適切な対応

3 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態、及び実施時期については、別に定める。

4 監査調書及び指導調書等

- (1) 監査調書及び指導調書等の種類は別表のとおりとする。
- (2) 種類ごとの監査調書及び指導調書等の内容は別に定める。

(別 表)

種 別	監 査 調 書 等
法人本部	社会福祉法人監査調書【法人本部監査用】、【会計管理編】
生活保護	生活保護施設監査調書
児 童	指定福祉型障害児入所施設監査調書、指定医療型障害児入所施設監査調書、指定障害児通所支援事業者指導調書
	保育所等監査調書
	幼保連携型認定こども園監査調書
	児童福祉施設監査調書 (助産施設、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム)
	認可外保育施設運営状況報告（地方裁量型認定こども園にあっては、認定こども園の運営状況報告）
障 が い	障害者支援施設指導監査調書
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（共同生活援助）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（短期入所）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（療養介護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（重度障害者等包括支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（自立生活援助）
	指定障害者支援施設指導調書
	指定一般相談支援事業者指導調書
老 人	指定自立支援医療機関指導調書
	養護老人ホーム監査調書
	有料老人ホーム監査調書
	軽費老人ホーム（ケアハウス）監査調書 ＊介護保険関係は事前に提出を求める指導調書なし（自己点検表有り）